

様式9

一般競争入札仕様等に関する質問・回答書

令和6年11月28日
福島県知事 内堀 雅雄

公告日	令和6年11月8日
件名	福島県庁東分庁舎ほか15施設で使用する電気
質 問 事 項	
<p>1 契約期間中に、電力の契約に影響があるような、設備の増減および変更、建物の増改築や建替等の工事予定はありますか。</p> <p>2 弊社が落札者になった場合、別途提示の契約書（案）の内容の加除について、もしくは別途覚書を取り交わすことについて協議させていただくことは可能ですか。</p> <p>3 郵便にて入札に参加した場合、落札者以外の他社応札情報（社名、応札価格）について開示可能でしょうか。もしくは開札時に立会した場合、その情報は開示されますか。また、ホームページ等で公表されますか。</p> <p>4 委任者（社長）から受任者（支店長）への委任状を提出することで、「一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）」以降の書類について受任者（支店長）で提出することは可能でしょうか。</p> <p>5 各種様式に記載する日付について指定はありますか。なければ、提出日（発送日）を記載することで問題ないですか。</p> <p>6 入札書は封筒に入れて密封とのことですが、封印としての封筒への押印は必要でしょうか。必要な場合、封緘印は代表者印（受任印）もしくは復代理人の印でよろしいでしょうか。また押印箇所について指定はございますか。</p> <p>7 東北電力株式会社の電気標準約款等にもとづいた燃料費等調整（毎月の燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価、市場価格調整単価）での請求は可能でしょうか。</p> <p>8 契約期間の開始前または契約期間中に料金改定等、当社電気標準約款等の変更が生じた場合、契約単価や燃料費等調整の取扱いを変更することは可能でしょうか。</p> <p>9 委任状（様式2）の委任期間は、「自」を提出月日、「至」を令和8年2月28日と記載してよろしいでしょうか。</p> <p>10 「入札書（様式4）」について、復代理人が提出する場合、代表者氏名は代理人（支店長）で記載し、代表者（社長）の押印は不要でしょうか。</p> <p>11 「電力等供給計画書（別添様式1）」と「特定電源割当証明書（別添様式2）」について、押印は必要となりますか。必要な場合、代表者印（受任印）でよろしいでしょうか。また押印箇所について指定はございますか。</p> <p>12 電気料金を調達者様と使用者様（自動販売機業者様等）とで、分割して支払う契約はありますかでしょうか。</p> <p>13 入札対象施設の現供給者を教えてください。（切替時に必要となります。） 最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要とな</p>	

る場合がありますのでご了承くださいませ。

14 初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設はありますか。

また自動検針装置（スマートメーター）の設置の有無をおしえてください。

15 各施設の現在の計量日を教えてください。

16 契約書案第9条で「計量日は甲乙協議のうえ決定する」と記載がありますが、契約電力500kW未満の施設においては、計量日は、現在供給されている電気会社から変更できませんので、ご容赦いただけますか。

契約電力500kW以上の施設においては、現在の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますが、よろしいでしょうか。

17 計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承くださいませ。

（例：使用期間が3/1～3/31の場合、計量日は4/1 0:00）

18 内訳計算書に「環境価値料金」の欄がありますが、弊社は電力量料金に環境価値料金を加算した単価となりますので、環境価値の欄は空欄でもよろしいでしょうか。

19 内訳計算書に「環境価値料金」の欄ですが、入札時のみ別途単価を記載し、内訳計算書を作成した場合、実際の契約書・電気料金の請求金額を算出する際は、電力量料金に加算された単価で算出となりますが、ご了承くださいませ。別途環境価値料金としては記載されません。

20 内訳計算書に割引の記入欄がありますが、該当する割引がない場合は空欄でよろしいでしょうか。

21 蓄熱割引等の適用ができませんがご了承くださいませ。

22 契約電力が500kW未満の施設は、各月の契約電力は「その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。

契約電力が500kW以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。

契約電力が500kW以上で契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。

23 1年以内に協議により契約電力を500kW未満の値に減少した施設はございますか。

その場合の定め方は以下の通りとなりますので、あらかじめご了承ください。

「契約電力を減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が減少後の契約電力を上回る場合は、契約電力はその上回る最大需要電力の値とし、上回らない場合は、契約電力は減少後の契約電力とする。」

24 弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。

25 1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。

（例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等）。

ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。

また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。

なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。

26 入札書に記載する日付に指定はございますか。

27 契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか

- 28 弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元(基準燃料価格等の算出係数や算定式)を用いて計算します。
これについては、弊社は応札時点において適用されている算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。
※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額(〇.〇〇円)を固定するお願いではありません。
- 29 供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。
- 30 地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。
- 31 仕様書 2(2)に「再生可能エネルギー由来の電力の割合を 10%とすること」と記載がありますが、再生可能エネルギー電気の供給量は、毎月の使用電力量(kwh)に比率 10%を乗じ、算定結果の小数点以下第 1 位を四捨五入したものの合計値となりますが、よろしいでしょうか。
- 32 仕様書 2(2)に供給する電気について記載がございますが、弊社は、主に LNG 発電所等の電気に非 FIT 非化石証書(再エネ指定)または FIT 非化石証書を組み合わせた、実質再生可能エネルギーの提供となりますがよろしいでしょうか。
- 33 再生可能エネルギー電気の確認資料は年度ごとの提出となります。
また、弊社内事務処理等のため、年度終了後 2～3 か月後の提出となりますがご了承いただけますでしょうか。仕様書 3(6)に関して、「最終月分の電気料金の請求と同時期に提出すること」とありますが、下記日程となります。
1 回目：R 8 年 7 月末までの提出
2 回目：R 9 年 7 月末までの提出
- 34 非化石証書の写しの提出は年度ごとの提出となります。
年度終了後 7 月末までに、二度に分けての提出となりますがご了承いただけますでしょうか
1 回目：R 8 年 7 月末までの提出
2 回目：R 9 年 7 月末までの提出
- 35 仕様書 3(4)について、お客様の都合による改修等にかかる経費につきましては、弊社負担することが出来ませんがご了承いただけますでしょうか。
- 36 契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。
- 37 電気の契約を締結した場合には、その契約内容を 1 年間継続していただくことを原則とし、1 年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、1 年に満たないで契約を廃止される場合(または契約電力等を 1 年に満たないで減少される場合)は、当該部分について臨時電力を適用したのものとして後日料金を精算することは可能ですか。
- 38 契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。

39 開札結果について、公開方法、公開範囲及び公開予定時期を教えてください。

回 答 事 項

- 1 すべてが該当するとは限りませんが、仕様書別紙 1 その他のとおりです。
- 2 落札決定後、別途協議します。
- 3 開札結果については、福島県財務規則第 274 条の 11 第 2 項に基づき、福島県報で公示します。公示内容は、件名、担当課、落札者決定日、落札者名、落札金額、契約者を決定した手続、公告日です。また、入札参加者、入札額及び落札額（契約額）についてホームページで公表する予定です。
- 4 差し支えありません。
- 5 公告日から提出期限までの間の日付としてください。したがって、一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）に係る書類は公告日から入札説明書 3(3)に掲げる日付まで、入札書は公告日から開札日までとなります。提出日（発送日）を記載することで差し支えありません。
- 6 封印は必要です。封緘印は入札者の印となります。委任状（様式 2）、または委任状（様式 5）を提出した場合は、それぞれの当該様式にて委任された代理人の印となります。押印箇所について、指定はありません。
- 7 差し支えありません。
- 8 電気需給契約書（案）第 12 条に基づき協議します。
- 9 差し支えありません。
- 10 押印省略可能です。ただし、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載してください。
- 11 「電力等供給計画書（別添様式 1）」については、必ずしも押印を求めません。「特定電源割当証明書（別添様式 2）」については、押印が必要です。代表者印（受任印）で差し支えありません。押印箇所については、代表者氏名の右側が望ましいです。
- 12 該当ありません。
- 13 ミツウロコグリーンエネルギー株式会社です。なお、最終保障契約ではありません。
- 14 初めて新電力に切替する施設はありません。また、各施設に自動検針装置は設置されています。
- 15 1 日です。
- 16 差し支えありません。後段は該当ありません。
- 17 計量日当日の使用分が含まれなければ、差し支えありません。
- 18 10%分の環境価値料金を明示していただく必要があります。空欄やゼロ表記等は認められません。
- 19 認められません。
- 20 お見込みのとおりです。
- 21 差し支えありません。
- 22 差し支えありません。
- 23 該当ありません。
- 24 差し支えありません。
- 25 支払方法によっては、複数からなる場合があります。その場合、「東分庁舎」「知事公館・公舎」「舟場町分館」「自治会館」を除く 12 施設が該当し、概ね 3 分担です。また、毎月の通知については分担先との調整が必要なため、落札決定後、別途協議します。なお、分割後の請求書が発行できないことについては、差し支えありません。
- 26 回答 5 のとおりです。

- 27 電気需給契約書（案）第 20 条に基づき協議します
- 28 差し支えありません。
- 29 電気需給契約書（案）第 12 条に基づき協議します。
- 30 電気需給契約書（案）第 12 条に基づき協議します。
- 31 差し支えありません。
- 32 差し支えありません。
- 33 年度ごとの提出で差し支えありません。ただし、提出時期は仕様書 3 (6)のとおりです。
- 34 年度ごとの提出で差し支えありません。ただし、提出時期は仕様書 3 (6)のとおりです。
- 35 差し支えありません。
- 36 落札決定後、別途協議します。
- 37 落札決定後、別途協議します。
- 38 回答 1 のとおりです。
- 39 回答 3 のとおりです。

なお、公開予定時期は、落札者を決定した翌日から起算して 72 日以内です。